

事 務 連 絡

令和 8 年 9 月 7 日

会員代表者(理事長・会長) 様

会員構成員会社代表者 様

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

事 務 局

妥結率等の報告における参考資料の見直しについて

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課より、別添のとおり、事務連絡が発出されました。

会員構成員会社においては、令和7年度より、「妥結率等に係る報告書」の「参考となる資料」として、「妥結率等の報告における参考資料」（以下、「参考資料」という。）を作成いただき、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）に提供していただいているところです。

今般、医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン等が改訂されたことを踏まえ、別添のとおり、参考資料の一部が改訂されましたのでご対応をいただけますようお願い申し上げます。

また、参考資料の作成について、本改訂の反映が困難な場合においては、改訂前の参考資料を取り扱うことも可能とされておりますので、必要に応じて、医療機関等への提供の際にご説明をいただけますようお願い申し上げます。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認のうえ、貴組合(協会)傘下会員並びに貴社内の関係者へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 3 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

妥結率等の報告における参考資料の一部改訂について

「妥結率等に係る報告書の見直しについて（依頼）」（令和 6 年 11 月 1 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）において、令和 7 年度の妥結率等の報告から、「妥結率等に係る報告書」の「参考となる資料」として、「妥結率等の報告における参考資料」（以下、「参考資料」という。）を作成いただき、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）に提供していただくようお願いしているところであり、そのご対応につきまして御礼申し上げます。

参考資料は、医療機関等と医薬品卸売販売業者の双方が、医療用医薬品の流通改善ガイドラインの趣旨及び実際の取引状況に関する認識を共有し、流通改善に向けた取組の促進に資することを目的としております。

令和 7 年 3 月 7 日付事務連絡において医療機関等が交渉の実態をより正確に把握できるよう、また、医薬品卸売販売業者がより円滑に回答できるように一部見直したところですが、今般、医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン等が改訂されたことも踏まえ、別紙のとおり参考資料の一部をさらに改訂いたしました。なお、参考資料の作成において、本改訂の反映が困難な場合においては、改訂後の内容に読み替えることも可能いたしますので、必要に応じて、提供の際にご説明をお願いいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、会員に対して周知を図られるようお願いいたします。

本資料の厚生局への提出は不要です。

妥結率等の報告における参考資料

医療機関・薬局名 殿

当社と貴施設における上半期の取引を踏まえて、妥結率等に係る報告書の2. 医療用医薬品の取引の状況（1）及び3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況（1）から（4）に係る報告については、以下のとおりと考えるので、参考としてください。

※妥結率等に係る報告書と本参考資料において設問・回答選択肢に違いがございますことご留意ください。

2. 医療用医薬品の取引の状況

（1）価格交渉の方法（該当する1項目のみ選択しました。）

- ☐ 貴施設と直接交渉しました。
☐ 貴法人の本部等と一括して交渉しました。
☐ 価格交渉を代行する者と交渉しました。

（2）略

以下、該当する項目が複数ある場合は、全て選択しました。

3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況

（1）単品単価交渉の状況（該当する項目に☑を記入しました。）

- ☐ 全ての品目について単品単価交渉で決定しました。

※全ての品目について単品単価交渉で決定していますので、以下の「全ての品目を単品単価交渉としていない場合の交渉状況」及び設問3.（2）値引き交渉の回答は省略し、設問3.

（3）妥結価格の変更の設問について回答いたします。

全ての品目を単品単価交渉としていない場合の交渉状況

それぞれのカテゴリー毎の単品単価交渉の状況です。取引有りで全品単品単価交渉で取引価格を決定していない場合は☑を記入しています。

【別枠とされているカテゴリー】

	単品単価交渉以外	取引有り	取引無し
基礎的医薬品	☐	☐	☐
重要供給確保医薬品	☐	☐	☐
不採算品再算定品	☐	☐	☐
（適用を受けてから2年を経過する日までに限る。）			
血液製剤	☐	☐	☐
麻薬及び覚醒剤	☐	☐	☐

革新的新薬薬価維持制度対象品
及び不採算品再算定の適用を受け
2年を経過した品目等

単品単価交渉以外	取引有り	取引無し
☐	☐	☐

☐ 全体取引品目数の内、半数以上を単品単価交渉で行いませんでした。

2. (1) で「貴施設と直接交渉しました」を選択した場合

(2) 貴施設との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）

- ☐ 総価値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
☐ 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。

2. (1) で「貴法人の本部等と一括して交渉しました」を選択した場合

(2) 貴法人の本部等との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）

- ☐ 総価値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
☐ 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。
☐ 同一グループ施設ごとの地域差や取引条件等を考慮していない取引価格で決定しました。（同一グループ施設一律の価格を用いた交渉もこれに含む）

2. (1) で「価格交渉を代行する者と交渉しました」を選択した場合

(2) 価格交渉を代行する者との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）

- ☐ 総価値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
☐ 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。
☐ 加盟施設ごとの地域差や取引条件等を考慮していない取引価格で決定しました。（加盟施設一律の価格を用いた交渉もこれに含む）

(3) 妥結価格の変更（該当する項目に☑を記入しました。）

- ☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、昨年度1年間を通じて妥結価格の変更を行いませんでした。

※妥結率等に係る報告書の設問3. (4) については、本資料設問3. (2) 価格交渉を代行する者との値引き交渉及び(3) 妥結価格の変更を参考にしてください。

医薬品卸売販売業者名（押印不要）